

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労推講第1号
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

安全衛生推進者 養成講習のご案内

労働安全衛生法12条の2(同規則第12条の2)では、**常時10人以上50人未満**の労働者(パート、派遣等含)を使用する事業場に、安全衛生推進者の選任が義務付けられています。(次頁対象業種参照)
 つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 講習日時 (2日間)

| | 講習日 | 時間(休憩含) | 会場 | 受付期間 | 定員 |
|-----|-------------------|------------|-------------------------------------|------------|-----|
| 第1回 | 令和8年 6月4日(木) | 9:00~16:50 | 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目) | 4/3~5/22 | 50名 |
| | 令和8年 6月5日(金) | 9:00~14:20 | | | |
| 第2回 | 令和8年 11月16日(月) | 9:00~16:50 | | 9/14~10/30 | |
| | 令和7年 11月17日(火) | 9:00~14:20 | | | |

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2 講習料

12,430円(消費税10%を含む)

内訳:受講料11,000円、テキスト代1,430円

※使用テキスト:安全衛生推進者必携(中災防発行)

3 申込方法

受付期間内に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、**定員50名**に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

4 講習料納入方法

受講料の支払方法は原則振込となります。

※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

5 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ) 顔や頭の一部が切れていないもの

背景が無地で、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

6 講習科目・時間数

| 講習科目 | 時間数 | 講習科目 | 時間数 |
|------------------------------|-----|-----------|------|
| 安全管理 | 2時間 | 健康の保持増進対策 | 1時間 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 2時間 | 安全衛生教育 | 1時間 |
| 作業環境管理及び作業管理 | 2時間 | 安全衛生関係法令 | 2時間 |
| | | 合計時間数 | 10時間 |

7 修了証

修了証は、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

8 受講の取消

講習初日の2営業日前までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

9 注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

申込み・
問合せ先 千070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
旭川地方労働基準協会内
公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

| ①安全衛生推進者 選任対象業種 (労働安全衛生法施行令第2条1号・2号) | ②衛生推進者 選任対象業種 (①以外の業種) |
|---|---|
| <p>林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</p> | <p>金融業、保険業、医療業、幼稚園、保育所、教育施設、社会福祉施設、介護施設、飲食店、不動産業、理・美容業、広告業など</p> <p>(安全衛生推進者養成講習を修了された方の中から衛生推進者を選任していただくことも可能です。)</p> <p>★安全推進者を配置しましょう★ 厚生労働省では、平成26年に策定したガイドラインにおいて、選任義務のない業種でも、安全推進者を配置し労働災害減少に取り組むよう示され、特に、小売業、社会福祉施設、飲食店が、重点対象業種とされています。</p> |

※労働者総数が50人以上の企業でも、支店・営業所・工場・現場等が分散して、その個所が10人以上50人未満の場合は、それぞれの出先に安全衛生推進者(衛生推進者)の選任を要します。

●労働者数が50人以上の企業では、安全管理者、衛生管理者の選任が義務付けられています。(労働安全衛生法第11条、12条)

安全衛生推進者の職務

- ・労働者の危険又は健康障害を予防するための措置
- ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策
- ・安全衛生に関する方針の表明
- ・危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ・安全衛生に関する計画の作成・実施・評価及び改善
(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る)
(労働安全衛生法第10条第1項)



1 安全衛生推進者
2 衛生推進者 受講申込書

いずれかを○で囲んで下さい。

受講地 (旭川) 受講日程 ()

縦30mm
横24mm
写真1枚のり付け
1枚は横に添付
裏面に氏名記入

正面脱帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有・無 | |
| 併記を希望する氏名又は通称 | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 |

楷書で正確に書いて下さい。

| | | |
|-----|---|-----|
| 現住所 | 〒 | 携帯 |
| | | TEL |
| 勤務先 | 〒 | TEL |
| 所在地 | | |
| 名称 | | FAX |

| | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 講習科目の一部免除の資格 (数字を○で囲む) | 1. 安全衛生規則第12条3第2項第1号に掲げる者 (同則第5条参照) |
| | 2. 安全衛生規則第12条3第2項第2号に掲げる者 (同則第10条参照) |

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付して下さい。

年 月 日

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

(注) 受講科目の一部免除資格を持っている方は、その資格の証書の写しを添付して下さい。

<講習の一部免除者の資格>

安全衛生規則第12条3第2項第1号に掲げる者 (同則第5条参照)

安全管理者の資格を有する者、労働安全コンサルタントの資格を有する者

免除科目 安全管理、危険性又は優雅伊勢の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、安全衛生教育

安全衛生規則第12条3第2項第2号に掲げる者 (同則第10条参照)

医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントの資格を有する者

免除科目 危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進対策、安全衛生教育

※ 受講番号

| | | |
|----------------|-------|--|
| ※受講資格確認・免除資格確認 | | |
| 本部 | 年 月 日 | |
| 支部 | 年 月 日 | |

※の欄は記入しないで下さい。

| | | | |
|----------------|-------|--------|------------|
| 修了証 (受講票) の送り先 | 1. 自宅 | 2. 勤務先 | 3. その他 () |
|----------------|-------|--------|------------|